

# 自費解体つなぎ資融資利子給付

自費解体(解体費用を立替えし、後日市町から払戻し)にあたり、<u>解体に必要な費用</u>を金融機関から借り入れた際の 利子を最大5か月分給付します!

# 給付対象者

## 自費解体の資金を金融機関から借り入れた個人の方

- ✓ 罹災証明書で、「半壊」以上の判定を受けている方
- ✓ 損壊家屋等を解体する目的で、金融機関から融資を受けている方
- ✓ 市町に自費解体(解体費用の払戻し)の申請書を提出し、受理されている方

# 給付金額

### 金融機関からの借入れに係る利子を給付(最大5か月分)

- ✓ 金融機関発行の返済(予定)表等に記載の利子相当額※ 返済(予定)が5か月に満たない場合は、5か月に満たない期間の利子相当額
- ✓ 利率・給付額の上限なし

# 申請から給付までの流れ

### 既に市町から払戻し済み、金融機関へ返済済みでも申請可能

- 1. 市町に「自費解体・撤去に係る償還申請書」提出後、県へ給付金の交付申請 (申請期限: 今和7年3月31日)
- 2. 県から交付決定通知を送付
- 3. 県へ請求書を提出
- 4. 県から指定口座へ給付金を入金

くわしくは、県ホームページをご確認ください。

石川県 自費解体つなぎ資金融資利子給付金

検索

